

Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

相続税課税方法の変更を検討中！

遺産取得課税方式への改正

50年ぶりに相続税の課税方式を改正することが検討されはじめました。福田首相の諮問機関、政府税制調査会(香西泰会長)は先月の22日、亡くなった人の遺産総額をもとに課税額を決める現行方式から、遺産を受け取った相続人の受取額をもとに個人単位で課税額を決める「遺産取得課税」方式に改める方向で議論されています。

これは相続税の「公平性」を高める狙いからですが、実質増税となる見込みで、税収不足に悩む政府が消費税に加えて増税項目として検討されているものです。

これから財務省が改正の具体案を作り、今秋までに政府税調に提示し、政府税調は今年11月にもまとめる答申に盛り込む予定です。09年度税制改正の焦点となる消費増税論議を控え、低所得者の不満を抑えるため相続課税の強化の是非も検討しています。

現在の相続税は、同じ額を相続しても支払う税金が異なることがあります。遺産総額4千万円のうち2千万円を相続した人は総額が基礎控除額より低いため無税ですが、たとえば基礎控除額を超える遺産総額1億円のうち2千万円を相続した人は、課税される場合があります。

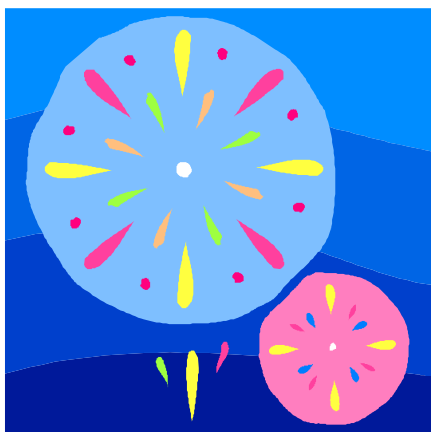
(基礎控除額 : 5000万円 + 法定相続人の数 × 1000万円)

より公平に！ 相続財産額に応じた課税へ

今秋から中小企業の後継者の相続税を軽減する「事業承継税制」を拡充しますが、現行方式では事業を受け継ぐ相続人だけでなく、全相続人が同様の恩恵を受ける問題があり、このため政府は、事業承継税制の拡充を決めた今年1月の閣議決定では「併せて取得課税方式に改めることを検討する」としていました。

遺産取得課税方式は、相続を受けた個人の相続額をもとに課税額を決めるものです。

相続額が同じなら原則として課税額も同じになるため「現行方式より公平で分かりやすい」とされています。



また、政府税調は相続税の課税最低限の引き下げなど課税強化も議論しています。相続税はバブル期の地価高騰などを背景に課税最低限を引き上げており、その結果、かつては死亡者の10%程度に課税されていたが、地価が下落した現在は4%程度しか課税されていないのが現状です。政府税調は首相の方針に従い例年より約2カ月早く議論を始めており、その実現に向けて動き出しています。

CONTENTS

相続税課税方法の変更を検討中！
 ……P.1

所有権移転外リースと
 所有権移転リース ……P.2

環境に優しい生活とは？ ……P.3

経営分析シートで自社の
 経営力を見る …… P.3

資源をめぐる過去・現在 ……P.4

基礎から学ぶ投資信託
 ～72の法則とは ……P.5

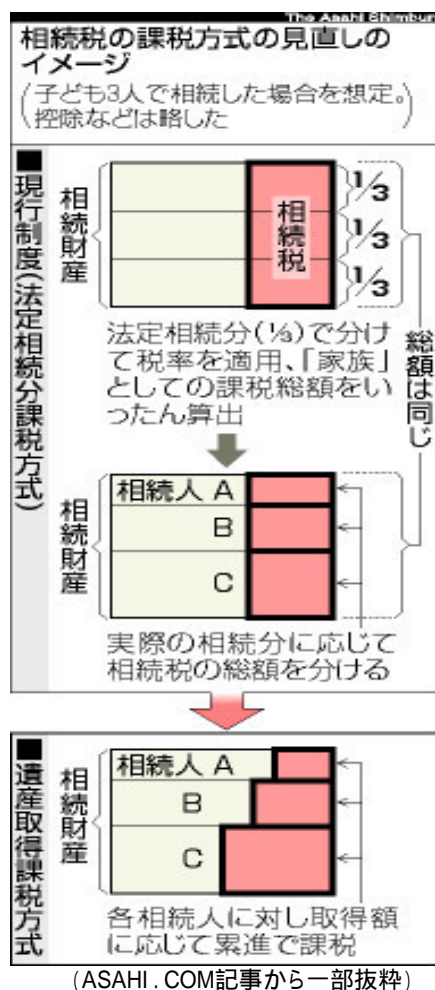
過重労働を防ぐには ……P.6

ASAK経営実践セミナーの
 ご案内 ……P.5

8月度の税務スケジュール ……P.5

今月の名言録 ……P.6

無料相談会実施中！ ……P.6



所有権移転外リースと所有権移転リース

4月1日より、所有権移転外ファイナンス・リースが売買取引とみなされることになりました。所有権移転外ファイナンス・リースという聞きなれない言葉ですが、新しく誕生した言葉ではありません。以前からリース会計では所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースは区分されていました。

ちなみにファイナンス・リースとは、リース期間内での解約ができず、リース物件価額の大半を借り手が賃借料として支払うタイプのごく普通のリースのことです。

この2つのファイナンス・リースの違いを簡単に言うと、リース期間満了(または中途)時に、借り手が無償、または格安で所有権を獲得できるかどうかです。

- 具体的には、(1)リース契約書に無償や格安で借り手に所有権を譲渡する項目が記載されていたり、
 (2)借り手しか利用できないような特別仕様の設備等の場合、
 (3)リース期間が設備等の耐用年数より相当短い(70%相当)場合 などは所有権移転ファイナンス・リースという

ことになり、それ以外のファイナンス・リースは所有権移転外ファイナンス・リースとなります。

では、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースについて、税務上の扱いはどう違うのかという以下通りです。



所有権移転外ファイナンス・リース	所有権移転ファイナンス・リース
取得時 : 売買処理として資産計上(原則)	取得時 : 売買処理として資産計上
減価償却 : リース期間定額法で減価償却(原則)	減価償却 : 一般の設備等と同様に減価償却
償却期間 : リース期間	償却期間 : 設備等の耐用年数
消費税 : 取得事業年度に消費税の課税仕入として一括仕入控除 中小企業や少額物件の場合は、賃借料で処理することも認められる。	消費税 : 取得事業年度に消費税の課税仕入として一括仕入控除

大きな違いは減価償却における償却方法だけ。つまり、毎年の償却額と償却期間が異なるだけということになります。

ただ、この償却期間と償却額の差が節税上で大きな意味を持つことがありますので、リース締結時は違いをしっかりと認識しておいた方が良いでしょう。特に、リース期間が設備等の耐用年数より短いリースを組むときなどは、そのリース期間により償却額(=損金算入額)がかなり違ってくることがありますので、ご注意ください。

One Point

お中元の交際費の取り扱いについて

お世話になった方や取引先に送る「お中元」。その起源は古代中国の道教で陰暦7月15日が「中元」と呼ばれていたことだそうです。それが、仏教の(旧)盆と結びつき、1年の半分の区切りとして品物を送る習慣として根付いたようです。

お中元は7月初めから15日までの間に済ませるのが適切だとされていますが、地域によっては8月に贈る習慣があったり、お中元ではなく暑中見舞い、残暑見舞いとして品物を贈る会社などもあります。

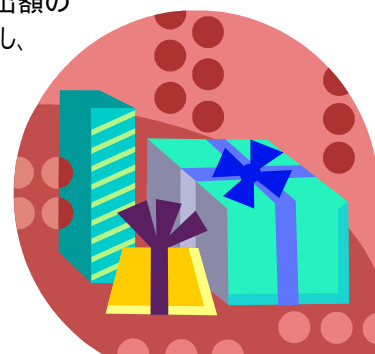
最近では、「虚礼廃止」の流れや経費削減により、社内や取引先へのお中元やお歳暮、年始などを廃止する企業が増えているようです。IT総合情報ポータルサイトの「ITmedia」が公表した「贈る派、贈らない派データで見るとのお中元の実態」によると、「以前は贈っていたが、ここ3年以上贈っていない」会社が15.6%もあり、「今年から贈らない」とした会社も1.8%ありました。なお、「毎年贈っていて、今年も贈る予定」とした会社は55.1%でした。

また、同調査では、お中元を贈る習慣のある会社には中堅企業が圧倒的に多く、大企業はほとんどお中元を贈っていない状況も明らかになっています。

通常、会社が取引先や事業関係者にお中元を贈った場合、その費用は「交際費」として処理するのが普通です。交際費は原則損金不算入ですが、資本金1億円以下の中小法人の場合は支出額400万円まで支出額の90%を損金に算入できる特例があります。損金算入となると税務署の目が厳しくなりますし、費途不明金と勘ぐられないためにも、お中元やお歳暮を贈った場合は、送り先や品物、金額などを一覧表にしておいた方が良いでしょう。

なお、お中元といっても、必ず交際費になるわけではありません。「カレンダー、手帳、手ぬぐいなどを贈与するために通常要する費用は、主として広告宣伝的効果を意図して支出されるものであるため交際費等から除かれ、広告宣伝費となる」ことになっています。

また、今年4月から、1人当たり5000円以下の飲食等については交際費から除外されることになりましたが、お中元、お歳暮のように「単なる飲食物の詰め合わせ等を贈答する行為は飲食等には含まれない」とされています。



環境に優しい生活とは？

< レジ袋は石油の不必要な成分を活用した優れもの >

2007年頃から「レジ袋追放運動」が起こり、最近ではスーパーに行くとき「レジ袋はいりますか？」と聞かれたりエコバッグを持参しようと呼びかけています。レジ袋の追放運動を指導している環境省や自治体、それに同調している大型スーパーの説明は次の通りです。

「レジ袋は日本で1年に300億枚も使われる。そのレジ袋は結局、指定のゴミ袋に入れられて捨てられるのだから資源の無駄遣いだ。それは、使い捨て文化を定着させるからエコバッグを持って買い物に行こう。ヨーロッパでは昔からそうしている。日本は遅れている。」一見、もっともに思えるこの理由がせつかくの資源の有効利用のサイクルを止めているかもしれないのです。

20世紀の初め、人間が石油をプラスチックやゴムなどとして使い始めたとき、ある成分はプラスチックなどとして使うことができず燃やしていました。昔の石油コンビナートや原油の産地の煙突からモウモウと炎が上がっているのがそれです。その後、技術の発展によって利用可能になったり、捨てていた成分の用途が見つかったりして、今では、煙突からは水蒸気だけが上がっているだけなのです。

レジ袋は、もともと「ビニール袋」と呼ばれ、名前の由来はその成分である「塩化ビニール」からきていました。その後、それまで無駄に捨てていた「ポリエチレン」で作られるようになり、名前も「ポリ袋」になりました。それまでの塩化ビニールは壁紙や、パイプなどの高級な用途に使われるようになりました。もともと、レジ袋が「タダ」で供給されるようになったのは価値がなかったものが使えるようになったという背景があります。このようにして、石油化学の技術者が努力して石油の成分を残らず有効に使えるようにするなかで今の「レジ袋」生まれたわけです。



さらに「レジ袋追放運動」のながれで見逃してならないのは、買い物袋に使う「エコバッグ」と「自治体指定のゴミ袋」の推進です。エコバッグの成分は、BTX成分といって多くの家電や車の内外装に使われている貴重な成分です。もし、買い物のためにエコバッグを買い、汚れたからと言って定期的買い換えたら石油の使用量はレジ袋の何倍にもなります。そして、自治体指定のゴミ袋はレジ袋と同じ成分の専用ゴミ袋で、今までレジ袋を再利用していたのをやめ、新たに購入しなければならないのです。

レジ袋を追放して石油そのものの消費を減らすことなら環境に優しいかもしれませんが、その代替りのものを石油で作るので消費量は大幅に減ることはないでしょう。

レジ袋の量 - (エコバッグの量 + 専用ゴミ袋の量)

という単純な引き算でこの運動の効果は表されるのですが、どれも発表してはいないのです。

(「偽善エコロジー」武田邦彦 著より)

経営分析シートで自社の経営力を見る

< 会社の「儲ける力」を見る >

売上総利益率を分析してみましょう！

手順1 売上総利益(額)を出します

$$\text{売上総利益} = \text{売上高} - \text{売上原価}$$

手順2 売上総利益率を出します

$$\text{売上総利益率} = \frac{\text{売上総利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

手順3 業界の平均値と比較してみましょう

建設業平均・・・22.7%	製造業平均・・・32.2%
卸売業平均・・・21.7%	小売業平均・・・31.9%
サービス業平均・・・61.0%	情報通信業平均・・・58.1%
運輸業平均・・・38.2%	不動産業平均・・・66.3%



資源をめぐる過去・現在（経済失速と覇権争いの再来）

今年、戦後63年目にあたる年です。「第2の開国」ともいえます。（最近、「戦後」というと太平洋戦争でなく湾岸戦争などを指す若者もいるようですが。）生活に直結する原油高も、国家間の資源の獲得競争が背景にあり、現在の状況を太平洋戦争前の日本と重ねて考えるのも大切ではないかと思えます。

日本の歴史のなかで「第1の開国」は明治政府成立の1868年であります。政府主導の近代化によって、急激な経済発展を実現し、新興大国として世界のパワーゲームに参入していきました。しかし、第1の開国から63年目におこった満州事変の時期を転機として、日本は、即席の大国化の矛盾を露呈し世界のなかで孤立してゆくのです。

満州事変の前後は、1920年代のアメリカの株式バブルが崩壊して世界中に大不況が蔓延していきました。その中で各国は、経済活性化の活路を求めて、海外市場や資源の確保に向かっていったのです。このことは、今日のサブプライムローン問題をきっかけとしたアメリカの住宅・株式バブルの崩壊と、世界経済の失調を想起させるものです。

さらに、今日様々な形で世界経済がきしみをみせていますが、その焦点の一つが資源エネルギー問題であり、その中心は石油です。政治的背景としてはアメリカのイラク戦争の失敗により、世界秩序が崩壊しました。アメリカの一極支配は成り立たず、国連などの国際機関はうまく機能せず、結果として今日の世界は、アメリカ・ヨーロッパ・ロシア・中国という大国や地域の多極的な構造へ移行しつつあると思われまます。多極的な構造は、まずルール構築より、覇権をめぐる競争をもたらします。この覇権競争の焦点となっているのが、海外市場と資源の確保、特に石油や天然ガスをめぐる大国間のせめぎ合いなのです。

その中で日本は、どのような位置を占めているのでしょうか？日本は、経済大国には不釣り合いな資源小国であります。資源確保は日本にとって死活問題にもかかわらず、東シナ海のガス田など政策が失敗に終わっています。むしろ、戦略がないかのようです。外国との強い摩擦を伴う資源戦略は、必然的に国家の力（政治力・外交力・軍事力）の後押しを必要としますが、どれをとっても日本は見劣りがします。

振りかえってみますと、太平洋戦争にいたる日本の道程は、石油資源の確保がきわめて重要な意味を持っていました。当時、日本が持っていた海外石油権益は樺太にありましたが、ソ連の圧力によって手放すことを余儀なくされました。また、中国（旧満州）で探鉱活動を行い、相当の試掘を行ったものの成果は得られませんでした。その後インドネシアとの交渉もうまくゆかず、徐々に日本は追いつめられていったのです。日本の石油の海外依存度は92%でそのうち81%はアメリカでした。そのアメリカも、中国大陸における日本の進出に対する制裁として、石油の禁輸を始めたため日本国政府は「自尊自衛のため」戦争に突入していったのです。（主目的は南方進出、とりわけインドネシアの油田でした。）

今日の日本をそのまま1930年代に重ねるのは無理があるかもしれませんが、資源をめぐる大国がしのぎを削る状況のなかで、さしたる資源戦略を持たずに戦争に進んでいった日本の姿は、今日を考える上で示唆に富んでいると思えます。

戦後、強力な政治力や軍事力をもたず、頼みの経済力も相対的な低下の危険性が強まっている今、日本のとるべき道は、資源獲得競争から少し距離を置き、その危険性を世界に発信していくことではないでしょうか。



参考 石油生産量ベスト3	戦前(1940年)	戦後(2007年)
1位	アメリカ(62.6%)	ロシア(13.4%)
2位	ソ連(10.5%)	サウジアラビア(12.0%)
3位	ベネズエラ(8.7%)	アメリカ(7.1%)

（雑誌「WEDGE」8月号佐伯啓思氏の記事より）

頭の体操

A島からB島によってC島へ行く遊覧船があります。ある日A島で54人の乗客を乗せました。そしてB島で何人かの人が乗り降りして、C島に行き、ここで乗客60人がおりました。船の運賃は、A島からB島までが350円、B島からC島までが400円、A島からC島までが690円です。また、このときの売上の合計は40,140円でした。

もしB島でおりる人がいなかったら乗船券の売上の合計はいくらになりましたか。

B島でおりた人は何人ですか。

小6算数演習教材第1分冊（浜学園）より



回答はP.7の下部にあります

「基礎から学ぶ投資信託」 ~ 72の法則とは

日銀の統計によると、日本人の家計が持つ金融資産残高は約1500兆円にも上ります。しかし、そのうち半分以上は現預金が占めており、依然として保守的な資産設計が主流となっています。

ここ数年、預貯金から投信信託などへ資金が移る「貯蓄から投資へ」の動きも着実に進んでいます。投資信託は全体のわずか数%にしか過ぎないのが現状です。

個人金融資産の構成をアメリカと比較すると、日本で半分以上を占める預貯金はアメリカではおよそ13%程度、アメリカで30%を超える株式投資は、日本ではおよそ10%程度と非常に対照的です。



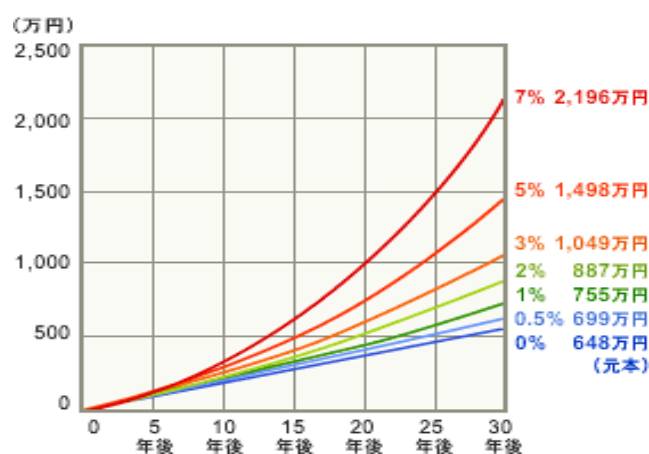
72の法則とは

ところで、皆さんは「72の法則」をご存じでしょうか。これは、お金をある運用利率で運用するとき、金額を2倍にするのに何年かかるかをおおまかに計算できる式で、72を運用利率で割ると、それに必要な概算の年数がわかります。

例えば、100万円を2倍の200万円にする場合、運用利率5%では $72 \div 5 = \text{約}14$ 年ですが、運用利率が0.2%ではなんと $72 \div 0.2 = \text{約}360$ 年もかかってしまいます。

逆に、10年で元本を2倍にしたいなら、7.2%の運用利回りが必要になり、30年で2倍にするなら2.4%ですむという計算です。このように自己の目的にあったリスク、リターン金融商品を選ぶ時の目安としても使える便利な計算式です。

右図は毎月18,000円を1ヶ月複利で運用しながら30年間積み立てた場合、資産残高を概算で示したものです。これによると、積極的な運用次第(ある程度のリスクを甘受)では、資産を大きく増やすことも可能です。また運用期間が長ければ長いほど、運用による差も大きくなるのが窺えます。



この例を見ると、低金利下における預貯金のように、元本確保で安全ではあるが運用利率は低いという商品で運用しても資金はなかなか増えないことがわかります。資金をある程度増やそうと思えば、資金の幾分かはある程度リスク(価値が上下に値動きすること)をとってリターン(期待される収益)の高い商品で運用する、つまり「投資」をする必要があるといえるでしょう。



近時の景気減速感が強まる中、サブプライムローン問題から脱却できず混迷する米国株式市場を始め、世界各国の株式市場は冴えない展開が続いています。過去を参考にすると、株式市場は、厳しい局面を幾度も乗り越え、長期的に魅力的な収益を提供してきました。今回も、長期的視野に立てば、絶好の投資機会が到来しているのかもしれませんが。

投資の原則は「安く買い高く売る」ことからわかるように、市場が冷え込んでいる時こそ、多くの投資機会が存在するものです。市場が低迷している現在こそが、長期投資における種蒔きの良い機会ではないでしょうか。

NISCO(日本インベスターズ証券)新規採用ファンドの運用実績

ファンド名	運用会社	設定日	基準価額 (7/31)	騰落率 (%)			純資産 残高
				3カ月	6カ月	1年	
SGアラブ株式 ファンド	ソシエテ	2008年 1.31	10,688円	15.4	6.9	-	345億円
グロース・ オポチュニティーズ	アライアンス・ バーンスタイン	1998年 7.31	12,744円	4.9	-21.2	-23.6	13億円
AIGコモディティ ファンド	AIGインベスト メンツ	2006年 4.4	11,925円	20.3	17.4	21.2	28億円
エマージング・ 株式オープン	国際投信	2007年 12.14	8,101円	8.3	-17.0	-	19億円

過重労働を防ぐには

4月より労働安全衛生法が一部改正され、従業員数に関係なく長時間労働者への医師による面接指導の実施が義務づけられました。また長時間労働だけでなく、技術革新の進展、労働環境の変化などにより、ストレスや疲労を起因とする新たな労働災害の出現が問題となっています。

こうしたことから、会社としては、安全衛生管理に対する責務を認識し、労働災害の防止を図り、快適で安全な職場環境をつくり上げることが求められます。



1.長時間労働がもたらすリスク

行政指導のリスク	労働基準監督署(官)は、三六協定で定められた延長時間を超えた時間外労働や適正な手続きを経ずに行われた違法な長期間労働に対して立ち入り調査をして是正指導を行います。調査の結果、違反が認められるときは、是正勧告が出され、是正が求められます。
刑事責任のリスク	労働基準法では、条文の中に罰則(懲役刑と罰金刑)が設けられており、割増賃金を支払わないなど悪質な違反を繰り返した場合には、刑事責任が問われ、使用者は送検、起訴されることがあります。
民事責任のリスク	過労死(脳・心臓疾患による死亡)・過労自殺(精神障害による自殺)が労災認定された場合はもちろん、会社側の過失が100%ではないケースでも民事責任が追求されることがあります。
イメージダウンのリスク	内部告発や労働者の申告が多発しています。悪質な違反と認められる場合には、マスコミでも取り上げられ、企業イメージの低下を招くことがあります。
人材流出のリスク	長時間労働が常態化している職場では、精神疾患に陥る労働者が増え、また、優秀な人材が流出するなど、ますます人員の流出(不足)が進む可能性が高まります。

2.長時間労働と面接指導

次に該当する労働者から申出があった場合は、事業者は医師による面接指導を実施する義務があります。

週40時間を超える労働(時間外・休日労働)が1ヶ月あたり100時間を超えていること

疲労の蓄積が認められること

$$1 \text{ か月の時間外・休日労働時間数} = 1 \text{ か月の総労働時間数} - (\text{計算期間1か月の総日数} / 7) \times 40$$

$$\text{※ 1か月の総労働時間数} = \text{労働時間数} + \text{延長時間数} + \text{休日労働時間数}$$

(所定労働時間数) (時間外労働時間数)

3.長時間労働の解消対策

労働時間制度の改善

労働時間制度には、通常の労働時間制のほか変形労働時間制や裁量労働時間制、シフト勤務など様々なものがあります。労働時間を短縮しようとする場合には、まず現行の労働時間制度が現場の実情に合っているかどうかをチェックします。業務の繁閑や業務の流れに労働時間制度がマッチしていないために長時間労働を発生させているケースもあるからです。

また恒常的に残業や休日出勤が発生する場合には、ノー残業デー(ウィーク)を設けるなどで残業を抑制したり、振替休日を正しく活用して休日出勤を削減することも有効です。

事業計画と業務内容の改善

長時間労働の要因のひとつに、業務量と要員パワーとの間のギャップがあります。配置された人員に比して業務量が多すぎるときに時間外労働が発生するわけです。パートやアルバイトの有効活用も含めて、適正な要員配置を実施するようにします。

職場における取り組み

- ・職場ごとの長時間労働の原因追及
対策を個別具体的に講じます。
- ・時間外労働削減目標と体制の確立
職場ごとに目標を設定し、時間外労働を前提としない業務計画を作成します。また残業許可制、承認制、事前届出制などのチェック体制を確立し確実に実行します。
- ・管理職の指導レベルの向上と意識改革
管理職の意識改革とマネジメント能力の向上が重要です。本来、時間外労働は臨時的に発生するものであり、かつ業務命令に基づいて行うものであることを明らかにし、管理職が実践するよう指導内容を改善します。また、「残業する部下はよく働く」といった長時間労働の美徳観を一掃することも重要です。
- ・従業員の意識改革
「残業代稼ぎ意識」、「ダラダラ残業」、「つき合い残業」を一掃し意識改革を図ります。

業務の平準化とスキルアップ

「優秀な社員」「できる社員」など特定の者に業務が集中し、いつも決まった人が長時間労働になる傾向があります。業務の偏りを少なくし、できる限り業務を平準化することが重要になります。

(参考:企業実務臨時増刊号No.647)

ASAK 経営実践セミナーのご案内

～ 決算書の見方は、これがポイントだ！ ～



自社において毎年作成される「決算書」、あるいは、HP上などで公開される上場企業の決算書など、日頃さまざまな形でご覧になられたことがあると思います。もちろん、何度かその見方についてもレクチャーを受ける機会もあったかと思いますが、今一度、そのポイントについて学習されてみてはいかがでしょうか？

【予定している主な内容】

- ・決算書の基礎知識
- ・経営分析とは？
- ・金融機関は何を見ているのか？
- ・会社の財務改善のポイント など

今回は、決算書を利用して、そのおさえるべきポイントや簡単な経営分析の手法について解説させていただきます。

景気が横ばいからやや下降傾向にある中で、金融機関を中心に取引会社の与信管理が強化され、よりシビアな視点で審査されることが予測されています。そのためにも自社の強み・弱みをしっかりとおさえて対処していくことが望まれます。

是非、皆様のご参加の程お待ちしております。

当日の構成上、詳細な内容に関しては余儀なく変更する場合がございますのでご了承ください

日時	9月11日(木) 18:30～20:30 (セミナー終了後 懇親会予定していますので是非ご参加ください)
講師	ASAK 浅岡会計事務所 所長 浅岡 和彦
場所	名古屋都市センター(金山) 14階 第1会議室
会費	3,000円 (会場、資料代)
定員	20名 人数限定のため、お早めにお申し込みください。
申込	9月8日(月)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。 e-mail: info@asak.jp tel: 052-331-0135・0145



8月度の税務スケジュール

内 容	期 限
7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 8月 11日(月)
6月決算法人の確定申告	申 告 期 限 9月 1日(月)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 9月 1日(月)
12月決算法人の中間申告(半期分)	申 告 期 限 9月 1日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 9月 1日(月)
消費税の年税額が400万円超の3月・9月・12月決算法人の3月ごとの中間申告	申 告 期 限 9月 1日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の5月・6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)	申 告 期 限 9月 1日(月)
個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告	納 期 限 9月 1日(月)
個人事業税の納付(第1期分)	納 期 限 8月中において市町村の条例に定める日
労働保険料の納付(第2期分)	納 期 限 9月 1日(月) 労働保険事務組合委託の場合は9月16日

「頭の体操」の回答 39,660円 8人

今月の名言録

組織を問い直す

会社経営において、こういう組織がなければならないという発想は私にはありません。

たいていの経営者は、組織論であるとか、人事管理論の知識があるために、「こういう組織がいるものだ」と考えがちです。あるいは過去に遭遇した事象、経験をベースに、組織を設けるケースが一般的ではないかと思います。それが、無駄な組織を生むのです。



私は、現在会社が存在するために、そして今会社を効率的に運営していくために必要なものが組織であると考えています。そしてこの考えに基づいた組織をそのつどつくり、この機能を果たすために必要かつ最小の人員をそのつど配するのです。組織があって経営が成り立つわけではありません。経営を行うために必要な組織は何かという視点から考えるのです。

私は会社をつくったとき、経営の経験はありませんでした。また、経営についての常識や知識も持ち合わせませんでした。そのため、既成概念の問い直しから出発していかざるを得ませんでした。

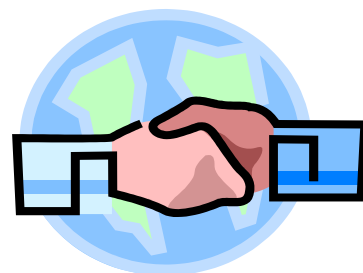
ものの道理とはどういうことか、ものの本質とはどういうことか、ということに基づいて経営を進めていくことが必要です。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

